

横浜市環境教育出前講座 事務取扱要領

制 定 令和2年12月10日 環創政第1146号（局長決裁）

最近改正 令和6年4月1日 環創総第987号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市（以下「市」という。）や、市民団体・事業者等が、環境学習や体験、その他環境教育に資する講座を児童・生徒・学生や市民に提供し、生物多様性の損失や地球温暖化といった環境問題への理解を促進する「横浜市環境教育出前講座」（以下「出前講座」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（所管）

第2条 本事業における事務局は、横浜市みどり環境局環境活動事業課が所管する。

2 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局が所管する出前講座については、別途脱炭素・GREEN×EXPO 推進局が定める。

（実施対象）

第3条 出前講座は、横浜市内に居住、通学、通勤する者が構成する団体又はグループが開催する授業、集会、会合等で、参加者が概ね5人以上の場合を対象に実施するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのある場合
- (2) 政治、宗教または営利を目的とする催し等を行う恐れがある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか本事業の目的に反し、実施が適当でないと判断した場合

（講座の登録）

第4条 出前講座で提供する講座は、行政、市民団体、事業者等から募集する。

2 次の各号をすべて満たし、事務局の審査を経た講座を登録する。

- (1) 原則、横浜市内に活動拠点を有する団体・事業者等であること。なお、第8条第2項に該当し、かつ、本市域内での講座の実施が可能である場合は、この限りではない。
- (2) 環境教育に関して豊富な知識と講座実施の経験があり、第3条第1項の団体又はグループとの事前調整が可能な団体・事業者等であること
- (3) 生物多様性、地球温暖化、身近な自然、動物・植物、資源循環、その他環境に関する講座であること
- (4) 学校向けの場合、学習指導要領等を参考にした児童・生徒等の学年、学習進度等に対応した講座であること
- (5) 特定の団体・製品の宣伝または批判を行わないものであること
- (6) 特定の宗教・思想の宣伝や勧誘または批判を行わないものであること

3 講座の登録を希望する者は、「横浜市環境教育出前講座 講座登録申出書」（第1号様式）（以下「講座登録申出書」という。）を事務局に提出するものとする。

4 講座の登録期間は当該年度の4月1日から3月31日までの1年間とし、更新を希望する場合は、第1号様式を提出するものとする。

(講座の登録決定)

第5条 前条の規定による講座登録の申出があったとき、事務局はその内容を審査し、登録を認めた場合、講座登録の申出者に対して、「横浜市環境教育出前講座 講座登録決定通知」(第2号様式)により通知し、登録決定以後、講座登録の申出者を講座登録者とする。

(講座の利用)

第6条 講座の利用を希望する団体又はグループの代表者(以下「申込者」という。)は、原則として実施を希望する日の1か月以上前までに、「横浜市環境教育出前講座 実施申込書」(第3号様式)(以下「実施申込書」という。)により事務局及び講座登録者に電子メールで申し込みするものとする。

(講座の実施決定)

第7条 前条の申込を受け、事務局は、速やかに申込者及び講座登録者に受付の連絡するものとする。

2 講座登録者は、申込者と日程等の調整を行い、実施予定日を速やかに事務局に報告するものとする。

3 事務局は、前項の報告を受け、原則、実施予定日の14日前までに「横浜市環境教育出前講座 講座実施依頼」(第4号様式)(以下「講座実施依頼」という。)により通知する。なお、第8条第2項に該当する場合は、前項の報告をもって、出前講座の実施を決定したものとし、講座実施依頼による通知は行わないものとする。

(講師謝金)

第8条 講座を実施した講座登録者に対し、講師謝金を支払うものとする。

2 次の各号のうち1つでも該当する場合は、支払いの対象外とする。

(1) 本市組織に属する団体

(2) 営利を目的として活動する団体

(3) 市が所有する施設の指定管理者を受託している団体で、指定管理業務に環境教育に関する項目があるもの

(4) 講座登録申込書において、謝金の受領を希望しないと申出をした団体

3 謝金の金額は、1回あたり12,000円とし、国内消費税及び地方消費税相当額はその金額に含まれるものとする。

4 第7条第3項に基づき通知を受けた講座登録者は、講座終了後、30日以内に「横浜市環境教育出前講座 実施報告書」(第5号様式)(以下「実施報告書」という。)を事務局に提出すること。

5 事務局は謝金に支払いに必要な書類(実施報告書等)受理後、30日以内に謝金を支払うものとする。

6 謝金は申込1団体、1講座につき1回分の謝金を支払うものとし、同一の申込者から同一講座に再度申込があり実施した場合の謝金は支払対象外とする。

(アンケートの提出)

第9条 申込者は、講座受講後、横浜市電子申請・届出システムの専用フォームにてアンケートに回答するよう努めるものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、出前講座の実施に関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の横浜市環境教育出前講座事務取扱要領の様式によりすでに登録されているものは、登録期間終了まで使用できることとする。

附 則 (令和6年1月30日 環創政第1400号)

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の横浜市環境教育出前講座事務取扱要領の様式によりすでに登録されているものは、登録期間終了まで使用できることとする。

附 則 (令和6年4月1日 環創総第987号)

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の横浜市環境教育出前講座事務取扱要領の様式によりすでに登録されているものは、登録期間終了まで使用できることとする。

横浜市環境教育出前講座 講座登録申出書

令和 年 月 日

横浜市みどり環境局長

申出者
 (団体名)
 (代表者名)
 〒
 (住所)
 (電話番号)

横浜市環境教育出前講座に講座の登録を申し出ます。

登録講座名		
担当部署		
担当者氏名		
担当者電話番号		
担当者メールアドレス (複数記載可)	①	
	②	
	③	
郵送物送付先住所 (申出者住所と送付先が異なる場合のみ記載)	〒	
ウェブサイト 公開用連絡先 ※1	電話番号	
	メールアドレス	
謝金の受領希望		【以下の団体は謝金支払対象外です】 (1)本市組織に属する団体 (2)営利を目的として活動する団体 (3)協同組合を組織する団体 (4)市が所有する施設の指定管理者を受託していて、指定管理業務に環境教育に関する項目がある団体
謝金支払終了時の申込受付 継続希望		予算が上限に達し講師謝金支払が終了した場合、受講申込みの受付継続希望の有無を選択してください。

※1 申込者から講座登録者へ連絡をするため、電話番号・メールアドレスのどちらかはウェブサイトで公開します。

※2 初めて登録申出をする団体は、この様式のほか団体の規約等、組織の概要が分かる資料を提出してください。

※3 個人情報は適正に管理し、横浜市環境教育出前講座事業に関する目的にのみ利用します。

(講座名)「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

～〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇～

講義担当:(団体名)〇〇〇〇

講座対象者	<input type="checkbox"/> 小学校低学年 <input type="checkbox"/> 小学校中学年 <input type="checkbox"/> 小学校高学年 <input type="checkbox"/> 放課後施設利用児童 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> 地域一般		
授業活用例			
関連のあるSDGsのゴール		オンライン 授 業	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
対応可能曜日	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 休日 <input type="checkbox"/> その他(曜日)		
対応時間			
年間実施上限数			
講座実施方法 ※()は場所等	<input type="checkbox"/> 講義() <input type="checkbox"/> ワークショップ() <input type="checkbox"/> 自然体験()		
講座所要時間			
実施条件、 必要な準備等			

講座内容

--

問合せ先 (団体名: _____ TEL: _____
メールアドレス: _____)

第2号様式
み環第 号
年 月 日

横浜市環境教育出前講座 講座登録決定通知

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 様

横浜市みどり環境局長

〇年〇月〇日付でお申し出のありました講座について、横浜市環境教育出前講座への講座登録が決定しましたので通知します。

登録講座名	
登録団体名	
講座登録期間	〇年4月1日～〇年3月31日
謝金の支払有無	有 ・ 無

<講座実施にあたって>

- 1 申込者から実施申込書が提出されましたら、実施日時、講座内容の調整を進めてください。
- 2 講座の日程が確定したら、遅滞なく（原則実施の14日前までに）事務局にご連絡ください。
- 3 登録期間中に講座の大幅な内容変更、取り下げ、受付の一時停止などの変更がありましたら、速やかに事務局ご連絡ください。

<事務局> 横浜市みどり環境局環境活動事業課

電話：045-671-2484

メール：mk-demae@city.yokohama.lg.jp

【送り先】横浜市みどり環境局環境活動事業課 あて
 E-mail : mk-demae@city.yokohama.lg.jp
 事前うちあわせ等準備期間のため、実施希望日の1か月以上前までに申込をお願いします

横浜市環境教育出前講座 実施申込書

1 希望する講座 1講座につき1枚の申込書で記載をお願いします。

講座No.	講座名

2 希望日時

	日にち	時間
第1希望	月 日 ()	: ~ :
第2希望	月 日 ()	: ~ :
第3希望	月 日 ()	: ~ :

3 連絡先等 学年とクラス数は学校の申込の場合のみ記入

学校名又は団体名			
学年・クラス数・人数 (学校のみ記載)	年	クラス分	人
事務連絡先	担当者氏名		
	電話		
	メール		
所在地			
最寄り駅	線	駅	
自動車での来校 (駐車場の有無)			

4 その他 申込にあたり確認したいこと等がありましたら御記入ください

5 横浜市みどり環境局のホームページ等で紹介について

本講座の様子を取材し、横浜市みどり環境局のホームページ等で紹介することが可能であれば、写真撮影を含む講座の取材を了承いただけますか？(個人が特定できるような写真や情報を掲載することはありません。)

回答

6 写真等撮影について

講座実施内容を講師が所属団体の内部報告書、謝金申請等に利用するため写真、ビデオの撮影を行う場合があります。(個人が特定できるような写真は利用しません。)

み環第 号
年 月 日

〇〇〇〇〇
代表 〇〇〇〇 様

横浜市みどり環境局環境活動事業課長

横浜市環境教育出前講座 講座実施依頼

日頃より、本市の環境教育に関し御理解、御協力いただきありがとうございます。
このたび、横浜市環境教育出前講座について、次のとおり講座実施をお願いいたします。

1 講座名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 実施校、実施日程等

学校・団体名	学年・クラス（人数）	実施日	備考

※ 雨天等により当初予定日に実施できない場合は、申込者と延期日程を調整し、実施してください。延期日程は、横浜市みどり環境局までお知らせください。やむを得ず、中止する場合にも御連絡をいただきますようお願いいたします。

3 謝金額

12,000 円

<事務局>横浜市みどり環境局環境活動事業課
電話：045-671-2484

Email：mk-demae@city.yokohama.lg.jp

横浜市環境教育出前講座 実施報告書

講座名	
団体名	
担当者名	

実施日	年 月 日
実施先	〇〇小学校 〇年生
受講人数	〇人
実施内容	<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> ワークショップ <input type="checkbox"/> 自然観察
講座内容 ・振り返り	

◆講座風景（実施した講座風景の画像を添付してください） ※1枚以上。別添可。